

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 32

処 分 名	松山市重度心身障害者介護激励金の受給資格の認定	
処 分 の 概 要	松山市重度心身障害者介護激励金の受給資格の認定を行う。	
根 拠 法 令 名	松山市重度心身障害者介護激励金支給規則 (平成12年規則第29号)	
条 項	第4条	
所 管 課	障がい福祉課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	20日	
標 準 処 理 期 間	計	20日
判 断 基 準	松山市重度心身障害者介護激励金支給規則第2条、第3条に基づき審査を行い、第12条各号に該当しないこと。 【根拠法令等】 松山市重度心身障害者介護激励金支給規則 (定義) 第2条 この規則において「被介護者」とは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者をいう。 (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けた者のうち障害の程度が1級若しくは2級に該当するもの又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳の交付を受けた者のうち障害の程度がAと判定されたもの (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項又は第4項に規定する要介護者又は要支援者でない者 (3) 20歳以上の者で本市に引き続き1年以上居住するもの (4) 別表に掲げる認定基準により居宅において日常生活を営むのに常時介護を要すると市長が認めた者 2 この規則において「介護者」とは、被介護者と同居し生計を同じくする者で現に被介護者の日常生活の介護に当たっているもの又はそれ以外の親族若しくは奉仕者で被介護者を常時介護していると特に市長が認めたものをいう。 (支給要件) 第3条 激励金は、本市に引き続き1年以上居住する介護者で、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳に記録されているものに支給する。 (受給資格の認定) 第4条 前条の支給要件に該当する者は、激励金の支給を受けようとするときは、その受給資格について、市長の認定を受けなければならない。 (申請) 第5条 前条の規定により受給資格の認定を受けようとする者は、松山市重度心身障害者介護激励金支給申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。 (1) 被介護者及び介護者が属する世帯全員の住民票の写し (2) 身体障害者手帳又は療育手帳の写し (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類 (認定又は却下の通知) 第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査するとともに、必要な調査を行いその適否を決定し、松山市重度心身障害者介護激励金支給決定(却下)通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。	

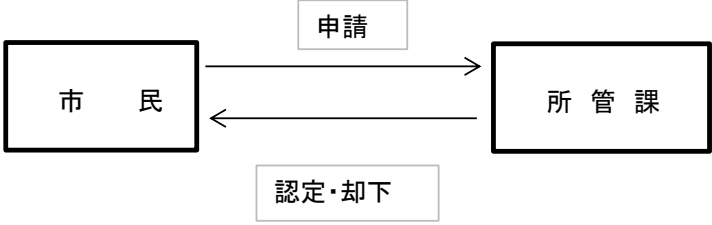
※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

(支給の制限)

第12条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、激励金の全部又は一部を支給しない。

- (1) 被介護者の介護を怠っていると認められるとき。
- (2) この規則に違反したとき。
- (3) その他市長が激励金の支給が適当でないと認めるとき。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。